



# Cisco MPLS Diagnostics Expert 使用許諾契約補則

この付録では、Cisco MPLS Diagnostics Expert (MDE) の使用許諾契約補則の詳細を示します。この付録で詳細を示す使用許諾契約情報は、特にサブスクリプション（年間レンタル）価格設定オプションで MDE を購入するお客様向けです。

永続価格オプションで購入されたお客様には、標準のシスコ ソフトウェア使用許諾契約が適用されます。シスコのエンド ユーザ ライセンス契約書 ([http://www.cisco.com/en/US/products/prod\\_warranties\\_item09186a008088e31f.html](http://www.cisco.com/en/US/products/prod_warranties_item09186a008088e31f.html)) を参照してください。

サブスクリプション価格設定オプションで購入されたお客様には、標準のシスコ ソフトウェア ライセンスに加えて、この付録の詳細、つまり以下の使用許諾契約補則が適用されます。

この付録の構成は、次のとおりです。

- 「C.1 重要（よくお読みください）」 (P.C-1)
- 「C.2 定義」 (P.C-2)
- 「C.3 ライセンス制限条項補則」 (P.C-2)
- 「C.4 サブスクリプションのサイクルと料金」 (P.C-3)
- 「C.5 フィードバック」 (P.C-3)
- 「C.6 その他の権利および制限条項の説明」 (P.C-3)

## C.1 重要（よくお読みください）

この使用許諾契約補則（以下 SLA）では、お客様とシスコとの間で締結されるエンド ユーザ ライセンス契約の下でお客様に提供される本ソフトウェアのライセンスに関する追加の制限事項を規定します。Capitalized terms used in this SLA and not otherwise defined herein shall have the meanings assigned to them in the End User License Agreement. 本ソフトウェアに適用される条件のいずれかに矛盾がある場合は、本 SLA に記載する条件を優先するものとします。

本ソフトウェアのインストール、ダウンロード、本ソフトウェアへのアクセス、またはそれ以外の方法で本ソフトウェアを使用した時点で、お客様は、本 SLA の条件に同意したことになります。お客様は、本 SLA の条件に同意しない場合、本ソフトウェアをインストール、ダウンロード、またはそれ以外の方法で使用することができないものとします。

## C.2 定義

次の用語は下記に示す意味を有します。

**サブスクリプション サイクル**は、必要なサブスクリプション料金をお客様が事前に支払う 1 年間を意味します。サブスクリプション サイクルは該当する注文書に記載されています。サブスクリプション サイクルの発効日は、お客様が該当するライセンス使用権を受け取った時点から始まります。

**サブスクリプション料金**は、該当する注文書に記載されているソフトウェアをお客様が使用するためのライセンス料またはサブスクリプション料金を意味します。サブスクリプション料金は、お客様が各サブスクリプション サイクルの開始時に前払いします。

## C.3 ライセンス制限条項補則

### インストールと使用

ソフトウェア コンポーネントは、インストール、アップデート、補足、または適用されている既存のネットワーク管理ソフトウェア製品との交換の目的でのみお客様に提供されます。MDE は、Cisco IP Solution Center (ISC) メディア キットのアプリケーションの 1 つとして付属します。お客様のサブスクリプション サイクル中、エンド ユーザ ライセンス契約および本 SLA の各規定に従い、お客様は、Cisco IP Solution Center (ISC) MDE メディア キットに付属する次のソフトウェア コンポーネントをインストールして使用できます。

- **MPLS Diagnostics Expert**。本 MDE ライセンスでは、追加アプリケーションの該当ライセンスを購入しない限り、お客様はその他の Cisco ISC アプリケーションを使用できないことに注意してください。

### 接続回線の数

Cisco MDE メディア キット：付与された Cisco MDE ライセンスごとに、およびお客様のサブスクリプション サイクル中にのみ、お客様は、対応する 1 接続回線 (MPLS VPN PE/CE リンク) を MDE 機能で管理できます。Cisco MDE ライセンスの下で許可される接続回線の数を要件を超えるお客様は、該当する Cisco MDE ライセンス使用権を購入する必要があります。お客様は、Cisco MDE ライセンスを使用して、エンド ユーザ ライセンス契約または本 SLA に添付される該当ライセンス証明書に明記されている、そのライセンスで許可される接続回線の数を超過して接続回線を管理する権利を有さず、またそのようにライセンスを使用しないことに明確に同意するものとします。

接続回線の機能および特性の詳細については、シスコのアカウント マネージャにお問い合わせください。

### 複製と配布

お客様は、本ソフトウェアを複製または配布してはならないものとします。

## C.4 サブスクリプションのサイクルと料金

### 料金

場合によっては、シスコが 45 日前の書面通知にて、サブスクリプション料金の価格設定を修正する場合があります。ただし、次を条件とします。(a) いずれの修正された価格設定も、次のサブスクリプションサイクルの開始まで有効となりません。(b) いずれか 1 つの通知において、シスコによるサブスクリプション料金の値上げが 10% を超える場合、現行契約サイクルの終了より 10 日前までに書面による通知をシスコに渡すことにより、お客様は、現行サブスクリプションサイクルの終了時に本契約および本ライセンスを終了する権利を有します。

### 支払い条件

お客様は、事前にシスコにサブスクリプション料金を支払い、(a) 注文書に規定されている最初のサブスクリプション料金、および (b) 以降の各サブスクリプションサイクルの開始時に以降の契約料の支払いを行います。サブスクリプション料金は一切返金できません。

### 終了の効果

本 SLA の終了時または満了時に、(a) 本契約に基づいて付与されたすべてのライセンスはただちに満了し、および (b) お客様は本ソフトウェアの全使用を即座に停止し、保有している本ソフトウェアの全部またはいずれか一部のすべてのコピーを破棄します。本 SLA が終了または満了する前に発生するあらゆる支払い義務は、かかる終了または満了の後も存続します。

## C.5 フィードバック

両当事者は、シスコの製品が継続的に進化するうえで、ユーザのフィードバックが重要であることを認識および同意しているものとします。場合によっては、シスコの製品を開発または改良するときに将来使用する目的で、ユーザにアンケートを配布する際や、そのアンケート調査の回答を回収する際に、シスコは相当の支援を要請する場合があります、また、お客様は相当の支援を提供するものとします。お客様はこれによって、お客様が所有または管理する該当するすべての知的財産権に基づいて、お客様からシスコに提供されるフィードバックを使用、開示、コピー、公開、ライセンス付与、変更、サブライセンス付与、あるいは他の方法で配布および利用する、非独占、譲渡不能、世界的、永続的、取り消し不能、無償のライセンスをシスコに付与します。

## C.6 その他の権利および制限条項の説明

シスコのエンド ユーザ ライセンス契約書

([http://www.cisco.com/en/US/products/prod\\_warranties\\_item09186a008088e31f.html](http://www.cisco.com/en/US/products/prod_warranties_item09186a008088e31f.html)) を参照してください。

■ C.6 その他の権利および制限条項の説明